

平成 27 年 4 月 23 日

各 位

会社名 株式会社 クロスキャット  
代表者名 代表取締役社長 井上 貴功  
( J A S D A Q ・ コード 2 3 0 7 )  
問合せ先 取締役 三嶋 峰雄  
T E L 03-3474-5251 (代表)

## 「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 1 日施行予定の会社法の改正及びこれに伴う会社法施行規則の改正を受け、「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、改定後の内容は下記のとおりであります。

記

### 内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社及び関係会社における業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「コンプライアンス方針」を定め、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規則を遵守した行動をとるための規範としており、継続的なコンプライアンス教育・研修の実施により、法令遵守意識の定着と周知徹底を図っております。

また、内部監査部門はコンプライアンス状況について監査を行い、その監査結果を社長へ報告すると共に必要に応じ改善指示を通知し、そのフォローアップを行うものとしております。

なお、法令上疑義のある行為等についての通報に応ずる内部通報制度を設け、早期に発見し是正する体制を構築するとともに、通報者の保護に十分配慮することとしております。

#### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制としております。文書等の管理については、文書管理及び情報セキュリティに関する規程並びに関連する諸規則等に基づき、実施される体制としております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクの発生防止及び発生時に損失を最小限に防止する体制を整えております。危機管理委員会においては、リスクに

関する発生把握及び危機管理規程の見直しについて対処することとしております。また、発生時につきましては「BCP マニュアル」(情報セキュリティ関係においては「ISMS マニュアル」及び「個人情報保護マニュアル」)により、早期に解決することとしております。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制**

当社は、業務執行における大幅な権限委譲を伴う執行役員制度の導入により、監督責任と執行責任の明確化及び業務執行の迅速化に努めております。また各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担っております。

取締役会は、毎月1回定時取締役会を開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項が全て付議され決定されると共に業務執行状況を監督する機関と位置付け、業績進捗につきましても議論し対策を検討し運用の充実を図っております。

また、取締役及び常勤監査役並びに執行役員の出席による経営会議を毎月1回定時開催しており、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の協議、進捗状況の報告、監視がなされております。

#### **(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社の「関係会社管理規程」に基づき業務執行状況や損失及びリスク、法令及び定款の遵守状況等の必要事項に関して報告を求め、また当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、子会社の経営が効率的に行われる体制を確保することとしております。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとしします。

#### **(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

前号の使用人の人事（任命、異動、評定、懲戒）については、監査役会の同意を得るものとしします。

#### **(8) 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

法令及び定款違反、内部通報、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人は、速やかに監査役へ報告を行うものとしします。

#### **(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議に出席し、監査役が希望するその他の重要な会議へ出席できるものとしております。また、監査役は代表取締役との定期的な意見交換や会計監査人及び内部監査部門との情報交換を行い監査の実効性を確保できるものとし、当社は監査役の独立性を重んじ、その判断を尊重するとともに、監査が実効的に行われるために必要な協力を行うものとしします。

#### **(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

当社及びその子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動の強化により、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保することとしております。

#### **(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

反社会的勢力排除に向け、危機管理委員会による協議と対策マニュアルの整備を行っております。また、不当要求防止責任者を設置し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応を行うものとしております。

以 上